重　要　事　項　説　明　書

（　介護予防訪問看護・訪問看護事業　）

あなた（利用者）に対する訪問看護・介護予防訪問看護サービスの提供にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、説明すべき重要事項は次のとおりです。

１　事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人　恵和会		
主たる事務所の所在地	〒424-0064　静岡市清水区長崎新田３１１		
電話番号	０５４（３４４）７７１１	ＦＡＸ	０５４（３４４）７７０７
法人の種別及び名称	社会福祉法人　恵和会		
代表者職	理事長		
代表者氏名	栗　田　和　明		
運営事業	長期入所･短期入所･通所介護・居宅介護支援事業・訪問介護・定期巡回訪問介護看護、グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護、サービス付き高齢者向け住宅		

事業所の名称	訪問看護ステーション　有度の里
事業所の所在地	〒424-0841　静岡市清水区追分１丁目７番 18 号
電話番号	０５４－３７６－６６１３
夜間連絡先	同　上
介護保険事業所番号	２２６４２９０３５０
指定年月日	平成 27 年７月１日
交通の便	長崎インターより車で 10 分、国道東静岡清水線クミアイ化学前 下車徒歩 15 分、静岡鉄道　桜橋駅から徒歩 10 分
管理者氏名	片平　佳津枝
通常の事業実施地域	静岡市内　（旧安倍六村の地域を除く）

２　事業の職員の概要

職　　種	員 数	従事する業務	勤務の体制
管理者	１人	事業所の従業者の管理及び業務の管理	常勤兼務１人
看護師	2.5 人以上	看護職職員、事業所と連絡調整業務、利用者宅訪問	常勤兼務 2.5 人
理学療法士等	１人以上	医師、看護職員と連携し利用者宅に訪問しリハビリを行う	常勤１人

３　運営の方針

当事業所は地域社会との融合・一体化を図り、在宅生活を基本に本人の可能な限りの残存能力を活用し、自立生活を支援し、在宅療養が出来るよう、訪問看護のサービスを提供します。

事業の実施にあたり、担当介護支援専門員、地域包括支援センターを中心に各関係機関と連携を図り、総合的にサービスの提供に努めるものとします。

４　サービス内容

訪問看護サービス　訪問看護職員等が、利用者宅を訪問し病状の確認を行います。

主なサービス内容は以下の通りです。

- ○　全身状態の観察
- ○　カテーテル交換及び管理
- ○　リハビリ（身体機能向上、維持、嚥下、呼吸等）
- ○　褥瘡の処置
- ○　入浴、清拭、洗髪などの清潔保持の援助
- ○　介護指導
- ○　点滴の管理
- ○　吸引、人工呼吸器、腹膜かん流等の管理の援助
- ○　その他

５　利用料金

（１）　当事業所の訪問看護サービスの提供（介護保険適用部分）に際しあなたが負担する利用料金は、利用者の負担割合証に記載された負担割合の額です。介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

（２）　訪問の際、サービス提供するために使用する電気、ガス、水道等の費用はご利用者のご負担とさせていただきます。

（３）　**基本料金（要支援・要介護の場合）**　　**単位：単位／回**

提供時間	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 30 分未満	理学療法士等による ﾘﾊﾋﾞﾘ 20 分毎※
単位数（予防）	３０３単位	４５１単位	７９４単位	１，０９０単位	２８４単位
単位数（介護）	３１４単位	４７１単位	８２３単位	１，１２８単位	２９４単位

早朝夜間の場合所定単位数の 25%、深夜の場合所定単位数 50%を加算します。

※1 時間 30 分以上の訪問看護を行う場合は 1 回につき 300 単位となります。

（４）　**基本料金（定期巡回訪問看護サービス）**　　**単位：単位／月**

	定期巡回訪問における訪問看護
要介護１～4	２，９６１単位
要介護５	上記単位数に８００単位を加算

- ○　基本料金は、所定の単位に 10.42 円を乗じ得た額です。
- ○　規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院等から退院した日に初回の訪問看護を提供した場合、350 単位／月が算定されます。（初回加算Ⅰ）
- ○　新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院等から退院した日以降に初回の訪問看護を提供した場合、300 単位／月が算定されます。（初回加算Ⅱ）
- ○ 研修を実施しており、勤続年数が 7 年以上の職員が 30%以上配置された場合に 1 回に

つき 6 単位が加算されます。定期巡回等で連携する場合は、月に 50 単位が加算されます。（サービス提供体制強化加算Ⅰ）

○　研修を実施しており、勤続年数が 3 年以上の職員が 30%以上配置された場合に 1 回につき 3 単位が加算されます。定期巡回等で連携する場合は、月に 25 単位が加算されます。（サービス提供体制強化加算Ⅱ）

○　病院、診療所又は、介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の者に対して主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合、退院又は退所後の初回の訪問看護の際に 1 回に限り 600 単位／回算定されます。（退所時共同指導加算）

○　利用者又はその家族に対して 24 時間連絡体制にあり、必要に応じて緊急訪問を行う体制にある場合、かつ、看護業務の負担軽減に資する十分な業務体制を整備されている場合、600 単位／月算定されます。（緊急時訪問看護加算Ⅰ）

○　利用者又はその家族に対して 24 時間連絡体制にあり、必要に応じて緊急訪問を行う体制にある場合、574 単位／月算定されます。（緊急時訪問看護加算Ⅱ）

○　在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である利用者に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は 500 単位／月が算定されます。（特別管理加算Ⅰ）

○　在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等である利用者に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合 250 単位／月算定されます。（特別管理加算Ⅱ）

○　利用者本人の意思決定を基本に介護関係者やケアマネージャーとの連携の上対応し、死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合 2000 単位／月算定されます。（ターミナルケア加算）

○　利用者の総数のうち緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合が 50%以上、特別管理加算を算定した利用者の割合が 20%以上、ターミナルケア加算を算定した利用者の割合が 5 名以上である場合、550 単位／月算定されます。（看護体制強化加算Ⅰ）

○　利用者の総数のうち緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合が 50%以上、特別管理加算を算定した利用者の割合が 20%以上、ターミナルケア加算を算定した利用者の割合が 1 名以上（介護予防は除く）である場合、200 単位／月算定されます。（看護体制強化加算Ⅱ）

○　利用者の総数のうち緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合が 50%以上、特別管理加算を算定した利用者の割合が 20%以上、看護職員の割合が 6 割以上である場合、100 単位／月算定されます。（看護体制強化加算（予防））

○　利用を開始した日に属する月から起算して 12 月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合、所定単位数から 1 回につき 5 単位を減算します。

○　その他状況に応じた加算が発生した場合は、所定の単位数が加算されます。

（5）　その他の費用

○法定代理受理サービスに該当しないサービスを提供した場合。

○通常の実施地域を越えて行うサービスに要した交通費は実費となります。なお、看護職員が自動車を使用する場合は通常の実施地域を超えて 1 キロメートル増すごとに片道 30 円を

実費徴収します。

〇エンゼルケア（死後の処置）をご希望される場合は、10,000 円を実費徴収します。ご相談下さい。

（６）　料金の支払方法

あなたが当事業所に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とします。

毎月 15 日までに、前月分ご利用いただいたサービス利用料金の発送、又は、電子明細にて配信をしますので、27 日までにお支払ください。支払方法は、口座自動引落としのご契約となります。※利用料金電子化に伴い、電子以外の利用料の発行は、一律 150 円をご負担いただきます。

（７）利用料金の改正

利用料金に定める基本料金等について、国が定める介護保険法の改正等により介護給付費体系に変更があった場合、事業所は改正後の利用料金を適用することができます。この場合、事業所は速やかに利用者に対し改正の時期及び改正後の料金を通知し継続の有無を確認するものとします。

（８）　その他

あなたの被保険者証に支払方法の変更の記載（あなたが保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、市町村の窓口に提出して差額（介護保険適用部分の額（利用者の負担割合証に記載された負担割合の額を引いた額））の払い戻しを受けてください。

6　サービスの利用方法

（１）　利用開始

当事業所の初回利用については、電話又は来所により申し込みをしていただき、担当の介護支援専門員又は、地域包括支援センターに情報提供として台帳を提供していただきます。その後、サービス内容等について相談し派遣日・サービス内容を決定します。

（２）　サービスの終了

ア）あなたのご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する場合、担当の介護支援専門員に連絡し速やかに当事業所までご連絡ください。

イ）当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了日の 30 日前までに、文書によりあなたに通知します。

ウ）自動終了

次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

・あなたが介護保険施設に入所した場合。

・あなたの要介護度が非該当（自立）と認定された場合。

・あなたがサービスを必要としなくなった場合。

エ）その他

・当事業所が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、あなたやあなたの家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業所が閉

鎖した場合、あなたは文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。

・あなたがサービスの利用料金を２ヶ月以上滞納し、支払の勧告を再三したにもかかわらず支払わないとき、あなたが当事業所に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書であなたに通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

・天災、停電、戦争等の不可抗力によりサービスの提供ができなくなる場合があります。緊急のやむを得ない場合は、事前の通知ができないことがありますので、あらかじめご了承ください。

7　営業時間

営業日　　月曜～金曜日

営業時間　　9 時～17 時

8　緊急時の対応方法

指定訪問看護・予防介護訪問看護事業サービスの提供中にあなたに容体の変化等があった場合は、速やかにあなたの主治医、当事業所の協力医療機関等に連絡します。

主治医	氏　名：
	連絡先：
緊急連絡先	氏　名：
	連絡先：
	氏　名：
	連絡先：

9　苦情処理

あなたは当事業所の指定訪問看護・予防介護訪問看護事業サービスの提供について、いつでも苦情を申立てることができます。あなたは、当事業所に苦情を申立てたことにより、何ら差別待遇を受けません。その他の苦情相談窓口は次のとおりです。

苦情相談窓口	訪問看護ステーション　有度の里 苦情受付担当者　　片平　佳津枝	利用時間	平日　　午前 8：30～午後 5：30
		電話番号	054 - 376 - 6613
	静岡市役所　介護保険課	利用時間	平日　　午前 8：30～午後 5：15
		電話番号	054 - 221 - 1088
	国民保険団体連合会	電話番号	054 - 253 - 5590

訪問看護・予防介護訪問看護事業の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地　　静岡県清水区長崎新田３１１番地
事業者　　社会福祉法人　恵和会
理事長　　栗　　田　　和　　明

事業所
訪問看護ステーション　有度の里
管理者　　片平　佳津枝

年　　月　　日

所在地　　静岡県清水区追分１丁目７番 18 号

事業所　　訪問看護ステーション　有度の里

説明者

この説明書により、訪問看護・予防介護訪問看護事業に関する重要事項の説明を受けました。

利用者氏名

ご関係（　　）
保証人氏名